

件名：災害時の無人遠隔操作航空撮影に関する協定書の締結について

- 1 目的 渋川市内で発生した災害で、現場への陸路の寸断又は急傾斜地等のため現場に近寄れず、被害の規模や状況、被災者の安否確認等が出来ない場合、確認手段の一つとして空撮を利用した情報収集を行うことを目的とする。
- 2 締結業者 エア・メディア・サービス
代表 笹井 裕介
群馬県藤岡市藤岡323番地
- 3 締結日 平成27年12月1日
- 4 締結業者による訓練実績 平成27年11月8日(日) 渋川市総合防災訓練
(雨天の為、飛行中止)
平成27年11月28日(土) 伊香保地区防災訓練
- 5 協定概要
 - ・市が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合で、空撮を必要とした場合に要請する。
 - ・事業者は、特別の理由があるときは、要請に応じないこともできる。(例：気象条件等)
 - ・空撮に係る費用は、市が実費負担する。
- 6 航空法改正 12月10日、無人航空機を対象とした航空法が改正されました。人口集中地区(渋川市では、ほぼ中心市街地が該当)での飛行は申請(国土交通本省)が必要となります。
《以下が飛行条件となっています》
 - ①日中(日の出から日の入り)に飛行させること
 - ②目視(直接肉眼による)範囲以内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
 - ③人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること(飛行高さ30m以上150m以下)
 - ④祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
 - ⑤爆発物など危険物を輸送しないこと
 - ⑥無人航空機から物を投下しないことなお、特例として事故や災害時に、国や地方公共団体、また、これらから依頼を受けた者が捜査又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合には、上記のルールは適用されないこととなっています。
※防災訓練(一般参加者含む)での飛行訓練は問題ありません。
(12/14：国土交通省航空局安全部無人航空機窓口確認済みです。)
- 7 協定部署 総務部防災安全課

